



太田市外国語教育特区構想

2003/4/1 認定申請書から

群馬県太田市

2003/4/30

1

目的

- 構造改革特別区域法第4条第1項の規定に基づき、これまでの学校教育法等を尊重した中で、先進的な英語教育を展開して、国際性豊かな感性と広い視野をもった、国際人の育成をめざします。



事業の概要説明



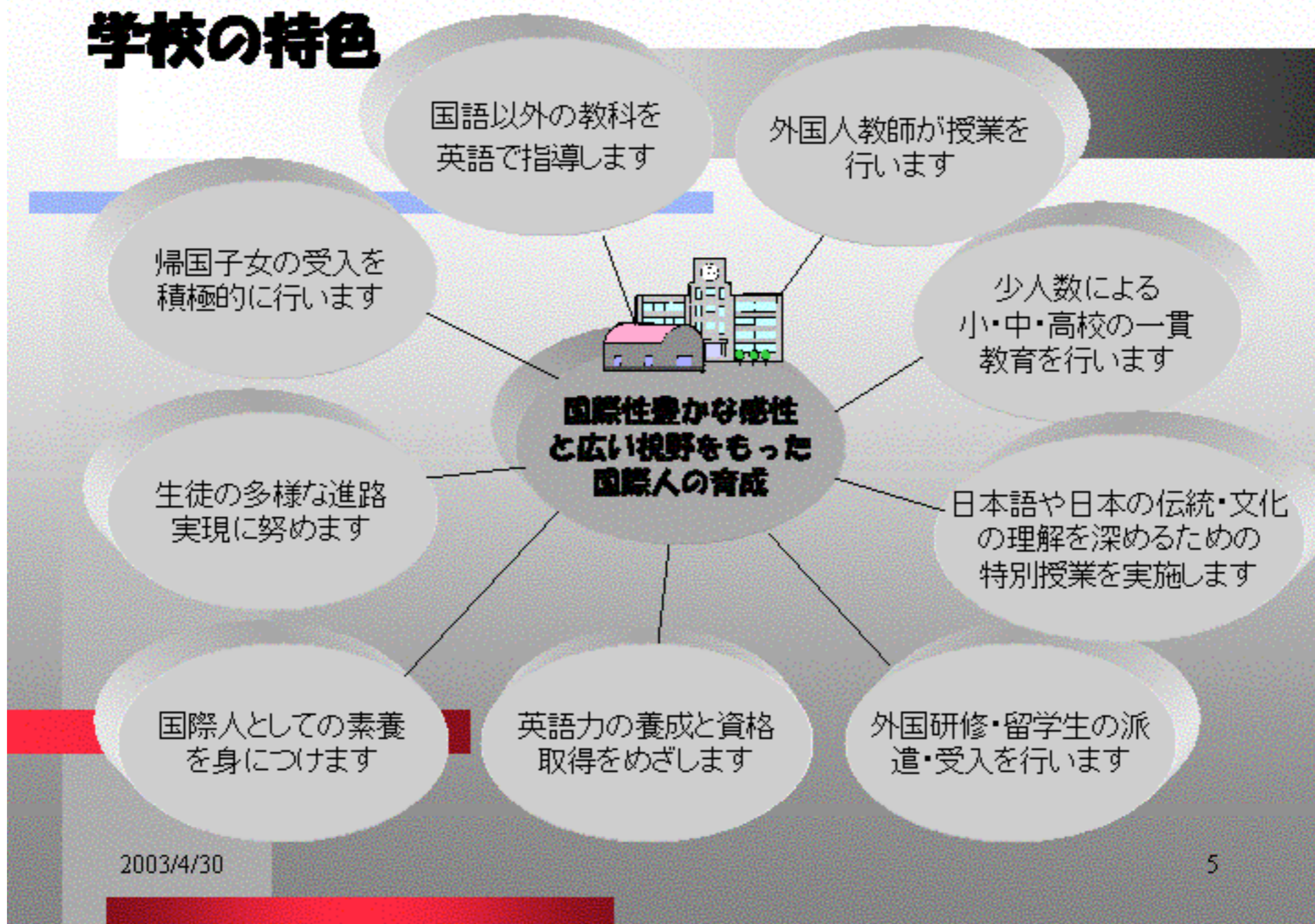
- 国際共通語である英語に重点を置いた教育を行う、小・中・高校一貫教育学校を民間活力により設立します。
- イマージョン教育(第二言語の英語を使って一般教科を学習する形態)により総合的な生きた英語を身につける教育を行い、国際コミュニケーション能力を育成します。
- 児童・生徒の優れた個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育成します。
- 日本語や日本の伝統や文化に対する理解を深める教育の充実を図ります。
- 異文化理解を通じて国際貢献できる優れた人材の育成をします。

特色ある教育

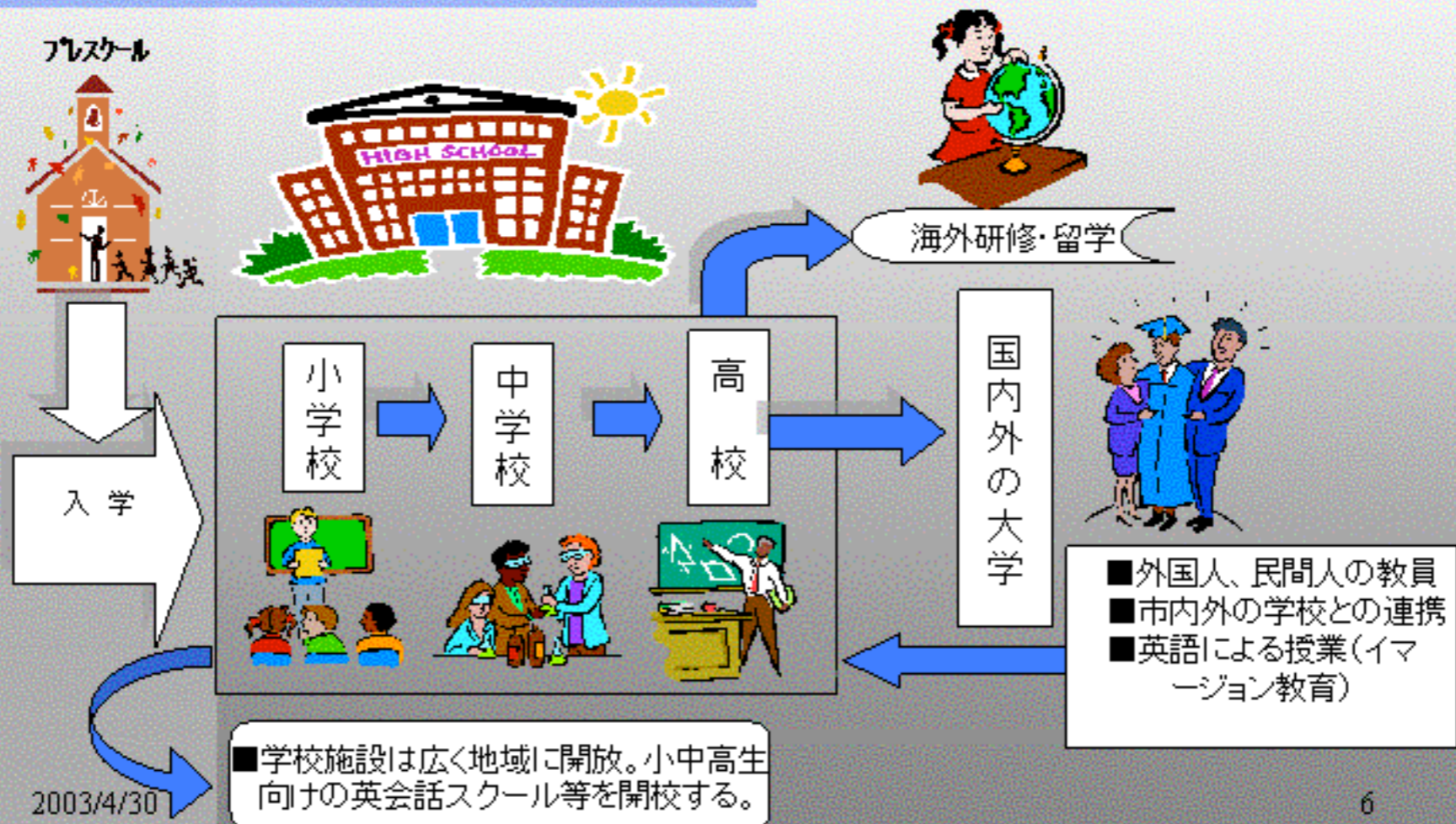
- 小中高一貫教育による、計画的・継続的な教育を通して、ゆとりある安定した学校生活を実現します。
- ネイティブスピーカーによる「聞く」「話す」を中心に生きた英語教育を行い、英語によるコミュニケーション能力を身に付けます。
- イマージョンプログラムにより算数や理科・体育等の一般教科を英語で学習します。
- 30人学級を基本に、オープンスクール方式による少人数学習、チームティーチングなどを導入し、きめ細かい指導を行います。
- 海外姉妹校等と連携を図り、海外語学研修や海外留学を支援します。
- 幼児を対象にプレスクールを2004年(平成16年)4月に開校し、入学前に英語に親しみ、安心して入学できるようにします。



学校の特徴



太田市英語教育特区構想イメージ図



学校の概要

- 学校形態 学校法人を設立し、私立学校として学校運営を行います。
- 学校名 (仮称)「太田国際アカデミー」
- 開講日 2005年(平成17年)4月1日
- 設置者 太田市・企業経営者等により学校法人を設立し、運営する。
- 資金計画 市民・企業・篤志家等の出資と補助金による。

【学校施設】
(小学校・中学校)

区 分	金額(千円)
出資金・法人借入金	1,400,000
補助金等	600,000
合 計	2,000,000



- 開校予定地 市有地(西本町69-1)を無償貸与する。
- 施設の概要 オープンスクール形式の開かれた教育環境の中に……
 - ◇壁のない教室による開かれた空間
 - ◇最新のテクノロジーを導入した設備と機器
(コンピュータ教室)
 - ◇友達や先生との語り合いのためのゆとりあるスペース等

2003/4/30



7

- 課程 構造改革特別区域研究開発学校設置事業に基づいて、小中高
校12年間の一貫教育を行う。学級編成は、一クラス30人学級で
各学年2クラス。小学校4年生(レイト・イマージョン)は、開校から
3年間に限り30人を募集します。

■定員

学年 区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	60	60	60	60	60	60	360
中学校	60	60	60	-	-	-	180
高等学校	60	60	60	-	-	-	180
合計	180	180	180	60	60	60	720

- 学費等 入学金・授業料・施設費・教材費等

- 教職員
 - ◇校長・教頭・事務職員等を除く、大多数の教員はネイティブ(英語を
母国語とする外国人)の外国人教師。
 - ◇一部の科目では、大学の研究者や社会人講師を導入し、開かれた
学校経営をめざす。



規制に関する特例措置（第2次提案に係るもの）

規制の特例事項	特例の具体的要望事項 (目的)	特例の具体的要望事項 (内容)	根拠法令
学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大	学校起業者による小中高一貫校の特例学校の設置、運営を行うため。	学校教育法第1条においては、「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定されており、小中高一貫教育学校に関する規定がない。そのため、小中高一貫教育を行う(仮称)「初等中等教育学校」を同法第1条に追加する。	学校教育法第1条
学校設置主体の緩和並びに地方公共団体の長の権限の拡大	特区申請により認可された特区学校について、認定自治体の長が、学校法人、株式会社やNPO法人に対し、学校を設置できる「学校起業者」として認可できるようにするため。	学校教育法第2条に第4項、第5項として以下を追加する。 (4)第1項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した事業者(以下「学校起業者」という)は、学校を設置することができる。 (5)前項の認可は、次に掲げる事項を満たしている場合になされるものとする。1. その設置する学校に必要な施設及び設備もしくはこれらに要する資金を有するか、又はそれらを借用する見込みがあること。2. 開校年度における、その設置する学校の収入及び支出予定が立っており、支出が収入を上回らないこと。	学校教育法第2条
「学校起業者」の認可に関して、施設、設備、経営に必要な財産等の特例措置	学校起業者による特区学校の認可基準に関して、特例措置を講ずることが必要のため。	学校起業者による特区学校の認可基準として求める要件としては、私立学校法第25条を基本とするが、以下の2点を満たせばよいとの基準にする。①施設・設備は必要条件とするが、保有する必要はなく「借用の見込み」があればよいとする。②経常経費については、認可申請時に「経常経費を財産として持っていること」は過剰な負担になるので、「開校年度の収入・支出予定が立っており、それが赤字でないこと」を満たせばよいとの基準にする。	私立学校法第25条

規制に関する特例措置（第2次提案に係るもの）

規制の特例事項	特例の具体的要望事項 (目的)	特例の具体的要望事項 (内容)	根拠法令
小中高等学校設置基準(設備内容)の緩和	学校起業者による特区学校の設置基準に関して、特例措置を講ずることが必要のため。	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条文に追加する。	学校教育法施行規則第1条
教育職員は、教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならない規制の緩和	特区学校の学校長並びに教職員は、必ずしも教育免許状を有することを要しないこととすることにより、外国人教師が日本の免許状がなくても授業を行えるようにするため。	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条文に追加する。教育職員免許法第2条、同法第3条、学校教育法施行規則第8条	教育職員免許法第2条、同法第3条、学校教育法施行規則第8条
教科用図書制度の弾力化(小中高等学校)	学校起業者による特区学校において、検定教科書の英訳版を教科用図書・教材として使用することにより、教育目標の達成と効果的な学習を促進するため。	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条文に追加する。学校教育法第21条、同法第40条、同法第51条、同法第51条の9	学校教育法第21条、同法第40条、同法第51条、同法第51条の9
学校起業者による特区学校への私立学校振興助成法の適用	学校起業者による特区学校の安定した経営のための財源確保を行うため。	私立学校振興助成法第2条の「学校」の定義を「この法律において「学校」とは、学校教育法第1条並び同法第2条第4項、第5項で規定する特区学校を含む。」に改める。さらに、憲法89条との関係から、「第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、学校教育法第2条第4項の事業者を含むものとする。」との規定を、私立学校法附則第3条として追加する。	私立学校振興助成法第2条